

TPPを考える

—戦後の自由化の流れとTPP—

About TPP

—TPP, under the trend of deregulation & liberalization in post War II.—

内田靖夫（金沢星稜大学大学院生）、趙 暁陽（同）、
折坂佳亮（同）、吉川 顯 磨（金沢星稜大学教授）

目 次

はじめに（内田）	
第1章 戦後貿易自由化の過程と現段階の特徴（内田）	
—GATT・WTOの活動から—	
（1）概観、戦後における貿易・資本取引自由化の流れ	
（2）我が国における貿易自由化の現状と問題点	
第2章 1990年代以後における自由共同市場創出の動向（趙）	
—自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）から多国間自由共同市場へ—	
第3章 新たな段階におけるTPP、多国間自由共同市場の創出	
—TPPがめざすもの—（折坂）	
（1）TPP成立の経緯	
（2）TPPの我が国への影響	
（3）TPP参加への経済大国の姿勢	
おわりに（内田）	
*あとがき（吉川）	

はじめに

最近、日本のTPP（Trans-Pacific Partnership 環太平洋経済連携協定）参加についての議論が高まっている。

政府は平成22年11月9日、TPPについて「情報収集を進めながら対応し、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」との基本方針を決め、菅首相は平成23年の年頭所感で「今年を平成の開国元年にしたい」と言明した。現状は政府、与党内で経済産業省が主導する参加推進派と、農林水産省を中心とした農産物等の自由化反対派の対立が激しく、国内世論も二分しているため、先行するアメリカなどとの立ち遅れを懸念しながらもはっきりと参加交渉開始を表明できない状況が続いている。

ところで、日本経済新聞社が平成23年1月14、15日に実施した世論調査によれば、TPPへの参加に関して「議論をもつと尽くすべきだ」が52%、「早期に参加すべきだ」が23%、「参加に反対」が10%となっている。このようにTPPに関する国民の理解はまだまだ十分に進んでいるとは言い難い状況にある。そこで本稿では、戦後の貿易自由化の変遷を簡単に振り返り、資本取引自由化とあわせて、今日の

TPPをめぐる状況を位置づけ、TPPをめぐる現下の問題点と今後の課題を明らかにしたい。

第1章では、GATTとその後身であるWTOの成立から発展の過程を概観し、その活動を検証する（内田靖夫）。第2章では、二国間や多国間の自由貿易協定が主流となってきた現状を考察する（趙暁陽）。第3章では、TPPの成立経過と概要、我が国の対応と問題点、米、中両大国の思惑等について検討する（折坂佳亮）。

なお、GATT、WTO、FTA、EPAなどの略語については便宜上、あらかじめ注記して、以下にまとめて説明を加えておくことにする。

（注記）

- FTA（Free Trade Agreement）自由貿易協定
特定の国や地域が、相互に関税などの貿易障害を段階的に引き下げ又は撤廃（自由化）する協定。1990年代半ば以降から地域経済圏の形成（地域経済統合）の動きが加速化し、FTAが進んだ。
- EPA（Economic Partnership Agreement）経済連携協定
FTAの主要な要素である関税引き下げに加え、サービ

ス、投資、人の移動自由化など貿易にとどまらない分野での連携協定。日本はフィリピンから看護師、介護福祉士を受け入れるなどFTAよりEPAを進めている。

TPP (Trans-Pacific Partnership) 環太平洋経済連携協定
環太平洋地域の多国間で結ぶFTAで、農産物などを関税撤廃の例外にすることを認めない。2006年5月にチリ、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイの4カ国で発効し、現在アメリカ、オーストラリア、マレーシア、ベトナムが参加交渉を行っている。

GATT (General Agreement on Tariffs and Trade) 関税貿易一般協定

関税や各種輸出入規制などの貿易障害を除去し、自由貿易を推進する目的で1948年に発足。1995年、WTOの創設によりその役割を終えた。

WTO (World Trade Organization) 世界貿易機関

GATTウルグアイラウンドで世界120カ国以上の政府の合意を受けて1995年1月に発足した国際機関。世界の通商紛争を解決するためにGATTより強い機能を持つ。

NAFTA (North American Free Trade Agreement) 北米自由貿易協定

アメリカ、カナダ、メキシコの3国で相互に市場を開放するための協定。

1994年1月1日発効。3国間の関税を15年以内に撤廃、金融市場の自由化、知的所有権の保護を図るとの内容。

APEC (Asia-Pacific Economic Cooperation) アジア太平洋経済協力会議

1989年11月、日本やオーストラリアの提唱により創設されたアジア太平洋地域の域内経済協力会議。現在の参加国は日本、ASEAN7カ国(カンボジア、ラオス、ミャンマーを除く)、韓国、中国、香港、台湾、ロシア、オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、アメリカ、カナダ、メキシコ、チリ、ペルーの21カ国・地域。法的な拘束力を持たない緩やかな枠組みだが、経済連携を通じてFTAAP (Free Trade of Asia-pacific: アジア太平洋地域自由貿易圏) の実現を目指す。2010年11月13、14日に横浜で首脳会議が開催された。

ASEAN (Association of Southeast Asian Nations) 東南アジア諸国連合

1967年8月、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポールの東南アジア5カ国が結成した地域協力機構。現在はブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアの域内10カ国すべてが加盟し、2015年にASEAN共同体構想の実現を目標と

している。

ASEAN+3は日本、中国、韓国を加える。

ASEAN+6は更に豪州、NZ、インドを加える。

第1章 戦後貿易自由化の過程と現段階の特徴 — GATT、WTOの活動から —

(1) 概観、戦後における貿易・資本取引自由化の流れ

(1) GATTは、世界恐慌後の1930年代に生じた保護主義の連鎖が資源争奪競争を生み、第2次世界大戦の要因となつたとの反省から、国際通貨基金(IMF)や世界銀行とともに、戦後の国際経済体制(ブレトンウッズ体制)を支える仕組みとして1948年に誕生した。スイス・ジュネーブに本部を置き、先進23カ国(オーストラリア、ベルギー、ブラジル、ビルマ、カナダ、セイロン、チリ、中華民国、キューバ、チェコスロバキア、フランス、インド、レバノン、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、南ローデシア、シリア、南アフリカ連邦、英国、アメリカ)が加盟して発足した。GATTの役割は、自由貿易体制を維持、強化するために、関税その他の貿易障害を漸次引き下げるための交渉を集中的に行う場を与え、国際貿易紛争を処理することであり、基本的には、国際貿易の原則とルールを定める多国間条約である。

GATTの目的は、つぎのように設立協定前文に謳われている。「貿易及び経済の分野における締約国間の関係が、生活水準を高め、完全雇用並びに高度のかつ着実に増加する実質所得及び有効需要を確保し、世界の資源の完全な利用を発展させ、並びに貨物の生産及び交換を拡大する方向に向けられるべきであることを認め、関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、国際通商における差別待遇を廃止するための相互的かつ互恵的な取極を締結することにより、これらの目的に寄与することを希望して、それぞれの代表者を通じて次のとおり協定した」。

すべての加盟国が集まって貿易問題を協議する場を「ラウンド」というが、戦後のGATTの交渉はラウンド交渉によってさまざまな成果(関税障壁の引き下げ、非関税障壁の軽減、撤廃)を上げてきた。戦後のGATTの交渉においては、多くの分野で多国間の合意が実現し、多くの協定が作成されてきた。それは種々の分野で各国が協調して貿易の促進に取り組んだ成果といえる。農業、繊維、アンチダンピング、ライセンス、補助金ルール、セーフガード、サービス貿易、知的所有権、紛争解決ルールなど、取り上げられたテーマは多岐にわたる。

日本は1955年の加盟以来、GATTを通じて貿易障壁の軽減と自由貿易の発展、そして世界経済の成長発展に貢献し、また逆に自由貿易による経済成長の実現と言う点で恩恵も受けてきた。とはいえ他方では、自由化路線を取り続ける

ことによって国内の経済構造や地域社会、地域環境にも大きな変化を生むことにもなった。とりわけわが国第一次産業の衰退と農山漁地域の経済社会の大きな変貌は貿易自由化の影響を無視して語ることは出来ない。

戦後の主なラウンド交渉は次の通りとなっている。「デイトン・ラウンド (1960年-1961年)」、「ケネディ・ラウンド (1964年-1967年)」、「東京ラウンド (1973年-1979年)」、「ウルグアイ・ラウンド (1986年-1995年)」。

世界経済のグローバル化が進行するにつれて、GATTの実務能力と影響力が評価され、加盟国が増加しつづけて、150カ国以上に発展を遂げた。ウルグアイ・ラウンドにおいては、最終盤の1994年4月、モロッコのマラケシュにおいて、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 (Marrakesh Agreement Establishing the World Trade Organization)」(いわゆる「WTO協定」)が締結され、1995年1月1日に発効した。この条約に基づいて「世界貿易機関 (WTO: World Trade Organization)」が設立されることになった。これにより、GATTの役割はWTOに移行し引き継がれることになった。WTOに移行してからは現在、「ドーハ開発ラウンド (2001年-)」が進行中である。

(2) GATTは発足以来、最恵国待遇(すべての加盟国に同等の貿易条件を与える)と内国民待遇(輸入品を国産品と同様に扱う)を二大原則として、世界貿易の自由化促進に貢献してきたと言える。その外にもGATTはいくつかの機能・役割と若干の限界をもってきた。

第一に、GATTは自由貿易、市場経済推進の場として輸出入の数量を制限することを原則的に禁止するが、関税を産業保護の合理的手段として認めている。GATTは自由貿易を推進してきたが、一挙に達成しようとするのではなく、数次のラウンド交渉を経て、現実的な漸進主義により市場開放を進めようとしてきた。

第二に、GATTは関税その他の貿易障壁を漸次引き下げていくために過去8回の「ラウンド」とよばれる多角的交渉を主催してきた。当初は参加国数も20~30カ国で多角的「関税交渉」と呼ばれたが、第6回のケネディ・ラウンド(1964~1967年)以降は参加国が70カ国~150カ国に増加し多角的「貿易交渉」として、国際貿易に秩序と安定を与える国際ルール造りに重点を置くようになった。

第三に、GATTは満場一致の合意による決定を慣習としてきたが、国連と同様1国1票制を採用していたため、加盟国のおよそ4分の3を途上国が占めている状況の下では意思決定に時間を要した。

第四に、GATTは一般協定 (Agreement) であり国際条約ではなかったため、数多くの例外が認められ、放置されているルール違反もった。

(3) GATT、WTOの発展

GATTおよびWTOにおける多国間貿易交渉等の経過は次のとおりとなっている。(図表1-1)

図表1-1 GATTO/WTOの貿易交渉略史

期 間		参加国	摘 要
1939 ~ 45年	第二次世界大戦		
1946	IMF、世界銀行 設立		
1947	GATT 設立	23カ国	
1955	日本が GATT加盟		
1960 ~ 61	デイトン・ラウンド	26カ国	
1964 ~ 67	ケネディ・ラウンド	74カ国	関税一括引下げ方式決定
1967	EC発足	6カ国	
1967	ASEAN 結成	5カ国	
1973 ~ 79	東京ラウンド	82カ国	非関税措置等について規定
1986 ~ 94	ウルグアイ・ラウンド	93カ国	農業、繊維を本格交渉
1989	APEC 創設	21カ国	
1990年代半ばより	FTAの進行		
1993	ECがEUに発展	12カ国	
1995	WTO 設立	77カ国	
2001 ~ 継続中*	ドーハ・ラウンド	151カ国	サービス、知的財産権の交渉
2002	日本、シンガポールと初のEPA締結		
2006	TPP 発足	4カ国	

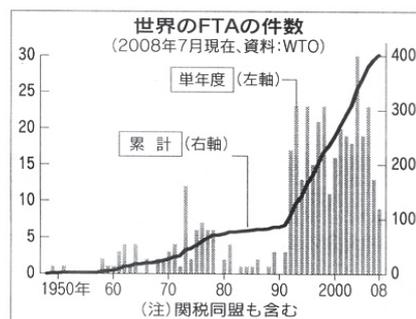
* 2011年内の妥結をめざしている

(出所: 外務省HPその他より)

(2) 我が国における貿易自由化の現状と問題点

我が国は、1955年GATT加盟以来、アメリカ、EU、カナダとともにいわゆる4極の一員としてGATT、WTO体制を支えてきた。しかし、WTO下における多角的貿易自由化交渉は加盟国の増加と中国、インド、ブラジル等新興国の台頭による利害が輻輳し、妥結に時間がかかり過ぎることや、近年拡大している直接投資、労働力移動など貿易以外の分野に対応することが難しいため、1990年代半ばより、各国が国家戦略として、二国間または多国間で自由貿易協定 (FTA) を締結する動きを活発化してきた上、EU、NAFTAに代表される自由貿易共同市場 (経済ブロック) の形成が世界の趨勢になってきた。(図表1-2)

図表1-2 世界のFTAの件数



(出所: 2008. 8. 19 日経新聞 経済教室)

わが国は、2002年のシンガポールを初めとして、現在までメキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ベトナム、スイスと順次EPAを締結してきた。ただ、2006年より交渉中のオーストラリアとは、農業分野の自由化をめぐる対立が大きく交渉は難航している。また、韓国は、EUと2009年10月にFTA交渉を終え、

2010年12月にはアメリカと合意に達して早期の発効を目指すなど積極的に動いており、そのような国際環境を意識して我が国経済界からは政府に早急な対応を促す声が高まっているのが現状である。

第2章 自由貿易と経済連携の現状と評価・課題

(1) この章では、1990年代以後の世界経済グローバル化の大きな流れを、二国間経済連携協定（FTA、EPA）の急速な拡大に焦点をあてて論じる。*

*以下の説明の論旨は主として〔参考資料4〕に基づいており、それに独自の私見を織り交ぜて論じている。

現代の世界経済は、グローバル化が大きく進み、大量のモノ（+サービス）・ヒト・カネ（資本）が国際間を自由に移動する時代となっている。戦後、GATT体制、すなわちGATTを中心とした自由貿易体制は世界貿易・世界経済の拡大発展に大きく貢献してきた。度重なるGATTラウンド・交渉は多くの問題、課題を解決しながら世界貿易と世界経済の拡大発展を支え続けてきた。

1990年代になると、GATTウルグアイ・ラウンドの締結が国際貿易体制の大きな転機となった。農業やサービス分野などの新規分野での合意が形成されたことだけでなく、GATTが世界貿易機関WTOに衣替えし、独自の機関となったことも自由化のための新たな国際的仕組み作りになったという点で、自由化の新たな段階を画するものであった。世界経済のグローバル化を一層、飛躍的に促進する転機になったといえる。

だが同じ時期、WTOを中心とした多国間交渉とは別に、さまざまな形の地域連携（FTAやEPA）の動きが見られるようになったことは世界経済の発展の仕方に新しい形式を与えた。この新たな動向は、自由市場の拡大をめざし国際貿易体制の強化を図るもので、1990年代以後の国際通商システムの重要な特徴となった。

欧州では1980年代から継続して域内の経済統合・市場一体化の努力が続けられ、1993年には欧州連合EUが誕生しその後も加盟国の拡大が続いた。また1999年1月には共通通貨EUROが決済通貨として投入され、2002年1月からはEUROの現金が加盟各国で流通するようになった。いまEUは、政治、経済統合を含むより完全な統合の過程にある。

北米では、1994年1月、合衆国、カナダ、メキシコの三国の間で北米自由貿易協定NAFTA（North American Free Trade Agreement）が発行し域内の自由な貿易取引が進んだ。アメリカはその後も様々な国と自由貿易協定を結ぶだけでなく、南北アメリカをカバーするFTAA（米州自由貿易地域）の形成を目指している。

(2) 1990年代以降、世界の多くの地域でFTAの締結が相次いだ。今日世界には200近いFTAが存在している。日本-タイEPA、アメリカ-シンガポールFTAといった二国間自由貿易協定FTAだけでなく、今ではASEAN自由貿易地域AFTAや北米自由貿易地域NAFTAなど多国間の地域FTAなど、形は異なるが多くの自由貿易協定が発効している。

すでに世界で自由貿易協定が結ばれ、自由な貿易連携に踏み出していた時期、日本や、中国、韓国、台湾など、極東地域の国々は比較的このような動きへの参加は遅かったといわれる。

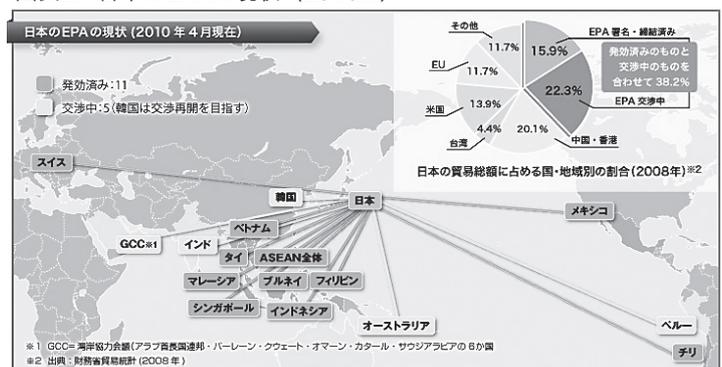
しかし、日本は、2002年にはじめてシンガポールとFTAを締結し、すでに今日、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ミャンマー、ラオス、ブルネイ、ベトナムなどとFTAを締結しており、現在交渉中の国や地域も多い。

言うまでもなく、隣国の中国や韓国なども今日ではFTA締結に向けて積極的な経済外交を展開している。

(3) 自由貿易協定FTAは二国間や域内での関税を引き下げ、完全自由化によって貿易の拡大を図ろうとするものだが、日本と諸外国との協定に特徴的な方式は、特にアジア諸国との協定において、関税の撤廃以外に投資・サービス・経済協力など多種の分野での経済連携協定となっていることである。FTA（自由貿易協定）だけでなく貿易以外の経済取引全般に関する連携協定の側面に特徴が見られる。経済連携協定EPAである。

こうした経済連携協力では、単純に投資を促進させるだけでなく金融・運輸・法務などサービス分野での自由化を進めることも必要になってくる。またとりわけアジア諸国との関係では人の移動を自由化することも現在大きなテーマとなっている。医療、看護、介護、福祉等の分野においてアジアからの労働者の受入れが現実問題として検討が広がってきている。しかしこれは、日本の労働環境を大きく

図表2 日本のEPAの現状 (2010.4)



(出所: 外務省HP「EPAにおけるサービス貿易と人の移動」から)

変更するものとなり、国内における労働・雇用政策との調整が不可欠となるであろう。

世界の動向としては、自由貿易協定FTAだけでなく経済連携協定EPAが広がりを見せている。その中で特徴的なのは、相手国との協定が、単純に関税の引下げ・撤廃にとどまらず、貿易以外の多様な分野の提携が強化されてきていることである。2000年発効の「EU・南アフリカ通商・開発・協力協定」では、投資、競争政策、環境についてのゆるい形での規定となっていた。また、1994年発効の北米自由貿易協定（NAFTA）では、原産地規則、投資、サービス貿易、相互承認、人の移動、エネルギーなど20におよぶ幅広い分野が扱われ、「米ジョルダンFTA」では、環境、労働などの新分野が取り上げられた。

このように、世界的な流れとして見た場合、今後展開が予想される経済連携としては、単純な貿易自由化の形よりもむしろ多様な分野をカバーする自由経済連携、自由な共同市場創出の方向がより重視されるものと考えられる。現在大きくクローズアップされているTPP（環太平洋経済連携協定）への参加問題は、大きな世界的な流れとしては、このような点が指摘できるものといえるであろう。

第3章 新たな段階におけるTPP、多国間自由共同市場の創出 — TPPがめざすもの —

(1) TPP成立の経緯

TPP（trans-pacific-partnership／環太平洋パートナーシップ）は、アジア太平洋での自由貿易圏の構築をめざす協定であり、また、参加国間での貿易に関する関税の完全撤廃を原則とし例外規定の極めて少ない完全自由化であることが特徴的である。従来日本が進めてきたEPA（経済連携協定）における関税撤廃率は80%台であり、しかも農業分野は例外とされてきた、これを例外品目がほとんどない100%に近い完全撤廃になると何よりも農業への影響、ダメージが心配される背景となっている。

TPP誕生の経緯を見ておこう。

現行のTPPは2006年5月、チリ、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイの4カ国（通称、P4）で発効した多国間の広域FTA（自由貿易協定）である*。これに、2008年、アメリカが参加を表明し、これについて現在、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアが参加表明を行って交渉継続中である。

*TPPの成り立ちは、2002年に行われたメキシコでのAPEC首脳会議において、チリ、ニュージーランド、シンガポールの3国間交渉開始が合意されPacific Three Closer Economic Partnership（P3CP）として交渉が開始された。このP3CPがTPPの前身である。P3CPの交渉は2003年9月

にシンガポールで開始され、2005年4月の最終交渉でブルネイが創設国として新たに加わり、TPPの4カ国が揃った。

TPPの規定内容は2001年に発効したニュージーランド・シンガポールFTA（ANZSCEP）が基本となっている。ANZSCEPは自由化レベルが高く包括的な協定である。具体的には「全ての品目の関税を撤廃する（第4条）」ことを前提とした物品貿易、電子商取引、投資、知的財産権等、多岐にわたる分野での自由化を実現した内容である。

TPPは前述したとおりANZSCEPが基本となっており、そこにチリが加わったP3CPとして交渉が行われ、最終的にブルネイが加わって4カ国の参加（多国間）で2006年5月に発効した。

その後、2008年、アメリカが参加を表明し、投資、金融サービス分野における交渉が開始され、9月には全分野への交渉参加を表明した。

同年11月には、アメリカに続いてオーストラリアとペルーがAPEC閣僚会議終了後に参加を表明。またこの時期、ベトナムも将来のTPP参加を前提とした準メンバーとしての参加を表明した。2009年11月にはアメリカのオバマ大統領が「広範な加盟国と高いレベルの地域協定を作るために環太平洋経済連携に関与する（engage）」と表明し、アメリカの戦略的介入の意図が表明され、TPPは世界的な関心を集める協定を印象付けることになった。2010年7月にはマレーシアも交渉への参加表明を行っており、現時点で交渉参加の正式決定国は9カ国となっており、直近では2010年10月にブルネイで交渉が行われた。

TPPの主な経緯を図表3-1に示す。

図表3-1 TPP交渉の経緯

2002年：シンガポール、NZ、チリがサミットの際に交渉開始。後にブルネイが参加。 (NZ政府は、APECにおける自由化を推進することがTPPの目的としている)
2006年：シンガポール、NZ、チリ、ブルネイの4カ国で発効（通称P4）。 (シンガポールは関税即時撤廃、NZは2015年、チリは2017年、ブルネイは2015年に全関税撤廃)
2006年：アメリカ（ブッシュ政権）がAPECワイドのFTA構想（FTAAP）を提唱。 (APECでは、長期的に研究していくことで合意)
2008年：アメリカ（ブッシュ政権）がTPPに全面的に交渉参加することを決定。
2009年：オバマ政権が、APECサミットに合わせ、TPPへの交渉参加方針を表明。
2010年3月：政府間交渉を開始（シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナムの8カ国）。
2010年10月：マレーシアが正式に政府間交渉参加。

（ジェトロ「TPPの概要」より）

今後の動向は、各国の交渉の是非によるが、交渉参加国が抱えるそれぞれの国内的、国際的懸念を解決できるかが課題となる。具体的には、ベトナムが関税完全撤廃という高い自由化水準を実現できるか、マレーシアにおける現行政策とTPP参加による自由化への対応能力等である。しかし、ブルネイへのサービス分野での一時的な非適用など柔軟な対応を行っている現状からも他国に対してより柔軟な対応を行えばさらなる拡大につながる可能性も想定される。

(2) TPPの我が国への影響

TPPに対する我が国政府の立場・姿勢、および現況に触れておこう。菅首相はTPPへの参加をわが国平成の「開国」とまで位置づけて、積極的にこれに参加する姿勢であることはすでに述べた。現在、TPPへの参加について我が国の政府部内で賛成派、反対派に二分されている。賛成派を代表する推進派は経済産業省であり、日本経団連など財界の強力な支持を受けて積極的に推進する構えである。反対派の代表は農林水産省であり、全国の農業団体の強い反対の突き上げの上に参加反対の立場に立っている。

次に、TPP参加へのメリット、デメリットについて図表3-2に示す。

図表3-2 TPP参加へのメリット・デメリット

メリット	関税撤廃による加盟国間の貿易拡大
デメリット	安価な国外農産物の流入による農業分野への打撃

(日本経済新聞より引用 [1][2][3])

TPPに対する経済的影響は、経済産業省、農林水産省が各々試算している。具体的な各省庁の試算内容に関しては内閣官房庁が発表したEPAに関する各種試算〔8〕に詳述されている。経済産業省、農林水産省の各試算を図3-2、図3-3に示す。

図表3-3 試算総括表—経済産業省試算

	アメリカ	EU	中国	3地域合計
輸出総額 (2020年)	12.2兆円	8.6兆円	17.8兆円	38.6兆円
輸出減少額 (試算)	▲1.5兆円	▲2.0兆円	▲5.1兆円	▲8.6兆円
経済波及効果 (産業連関分析)	▲3.7兆円	▲5.0兆円	▲11.98兆円	▲20.7兆円
(GDP換算)	▲1.9兆円	▲2.6兆円	▲6.1兆円	▲10.5兆円 (▲1.53%)
雇用者	▲13.7万人	▲18.4万人	▲49.1万人	▲81.2万人

(EPAに関する各種試算より引用)

図表3-3は、日本がTPP、EUと中国とのEPAをいずれも締結せず、韓国がアメリカ・中国・EUとFTAを締結した場合、「自動車」「電気電子」「機械産業」の3業種について、日本産品がアメリカ・EU・中国で市場シェアを失うことによる関連産業を含めた影響について、経済産業省が独自に試算したものである。

図表3-4 試算総括表—農林水産省試算

農産物の生産額減少額	▲4.1兆円
食糧自給率(供給熱量ベース)	40%→14%
農業の多面的機能の喪失額	▲3.7兆円
国内総生産(GDP)減少額	▲7.9兆円
就業機会の減少数	▲340万人

(EPAに関する各種試算より引用)

図表3-4はコメ、小麦等の19品目の農水産物に関し、全世界を対象に直ちに関税を撤廃し、何らの追加対策も講じない場合の農業への影響について、農林水産省が独自に試算したものである。また、産業連関分析等により、GDP減少額、就業機会の減少数等を試算したものである。

図表3-3、図表3-4から分かるとおり、政府部内においても省の立場によって試算が大きく異なっている。TPPは関税を撤廃するだけでなく、「ヒト、モノ、資本、サービス」などが域内を自由に行き来できる「経済統合」である。日本経団連は、TPP参加を政府に強く要求している。特に自動車業界、鉄鋼業界においては、欧米とのFTA締結を実現している韓国との競争関係から一刻も早いTPPへの参加を望んでいる。

日本自動車工業会〔1〕によると2004年の韓国とチリのFTA締結をうけ、韓国からチリへの自動車の輸出が急増し、日本とチリのEPA協定が発効されるまでの間、韓国が日本の輸出台数を上回った。このような事情から、わが国のTPPの参加が、アメリカとの間の乗用車輸入の現行関税2.5%がゼロとなることによって、アメリカとのFTAを締結している韓国に対しても競争優位を保つことができる。一方TPP不参加の場合日本車のみに関税が課せられることになり競争優位を失うことになる、としている。また、自動車産業以外の鉄鋼、電化製品をはじめとする輸出産業においても自動車と同様に負の影響があると懸念されている¹⁾。

しかし他面で、TPP参加は人の移動の自由化、非関税障壁の撤廃によって国内産業の空洞化の促進、雇用者権利の確保、外国人労働者の増加による賃金の低下圧力、国内失業者の増加等の経済的社会的問題を引き起こす可能性が大きい。また、上記に加え、第一次産業の衰退、食糧自給率の低下等をめぐって農業問題や産業活動のあり方がTPP参

加への参加の成否において最大の焦点となっている。

TPPは全ての物品の関税を即時または10年以内に撤廃することが原則となっており、現在、関税によって保護している米をはじめとした国内農産物が打撃をうける懸念がある。石田(2010)〔9〕によれば、国内の米の9割は輸入品と入れ替わり、豚肉、牛肉においても国内ブランド品を除いてそのほとんどが輸入品に代替すると主張している。

また、石田は農業のもつ多面的機能についても危惧している。農業のもつ多面的機能とは、洪水防止、土壤汚染防止、土砂崩壊防止等、我が国が農業によって得ていた自然災害からの防衛機能を失うことに繋がり、結果として経済的、人的な損失を被ると主張している。このように見ると、直近の課題として農業改革が避けて通ることの出来ない不可欠の課題であることが分かる。現在政府では農業改革本部を設置し、農業経営の大規模化による生産コストの引き下げ、担い手の育成、企業の農業分野への参加促進などの具体策を協議する見通しである。農業のもつ多面的機能に関しては、治水、砂防ダムの建設が考案されている。また、安価な外国製品の流入で打撃をうけた農家を支援する必要もあり、これに関しては戸別所得補償制度の拡充により、解決する案が浮上している〔2〕。²

我が国における政府の姿勢、方針は、2010年11月6日に首相官邸で行われた閣僚会議によって取りまとめられ、「国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」という発言を行っており、参加に向けた前向きな姿勢となっている。菅首相は「最終判断は6月ごろが1つのメドだ」と表明している。

(3) TPP参加への経済大国の姿勢

次に、TPP参加をめぐるアメリカ、中国をはじめとする経済大国の立場、姿勢についてみてみよう。アメリカは2008年にTPPへ全面的に交渉参加することで合意している。アメリカはTPPに参加することによって、東アジアの経済連携からの排除を免れることができ、2国間FTAでは実現できなかった市場への進出が可能になることに加え、質の高いFTAが締結できることなどアメリカにとってTPP参加の利点は多い。

一方中国は、TPP参加への関心はないとみられていた。中国は、他のTPP参加交渉国と比べ倍以上の高い関税を掛け、とりわけIT製品に関しては、外国企業を差別的に扱うなどTPPへの参加は懐疑的であると見られてきた。11月に開かれたTPPに関する事務レベルの会合にも中国が出席する見通しを示していたが結果的には会合に参加はしなかった。

アメリカが強くTPPを主導する要因の1つが中国に対して自由貿易への参加を促し、中国の国際ルールを逸脱した

行為(人民元の硬直化等、レアアースの輸出問題)を防止する狙いがあった。中国に対し、多国間での枠組みで囲い込むことによって、独善的な政策が通用しない貿易圏を築くことが狙いである。またアメリカは、現在、交渉が遅れているアジア地域(FTAはシンガポールとのみ締結)をTPP推進によって世界経済をリードするアジア市場を取り込みながら新しい貿易ルールの国際標準を築く構想である。

上記、アメリカのTPPへの積極的な参加、主導のもうひとつの背景となっているのは、自国の影響力が及ばない独自の市場、経済圏の存在を許さない姿勢である。また、あらゆる市場に介入して自らの権益確保を図る経済大国の思惑もあると見られる。とりわけアメリカのアジアにおける地位低下が顕著であり、アジア太平洋地域でアメリカが関係しない通商協定が広がっている現状がある。また、IBM、インテル、ファイザー等の米多国籍企業が東アジアで展開するにあたって不透明な行政や公営企業の市場独占などの国の慣習上の問題に直面している問題もあると言われる。このような状況から過去10年間、同地域の市場でアメリカはそのシェア後退を招いているとされる。アメリカにとってのTPP参加は、このような現状を打開しオバマ政権の輸出倍増計画を成功に導く上で極めて重要な外交戦略に位置づけられているのである〔3〕。³

おわりに

第二次大戦後の世界経済の発展には、各国が関税障壁を撤廃し、自由貿易体制を確立することが必要であるとの理念から戦後の世界貿易と世界経済をリードしてきたGATTは、1995年にはWTOへと発展し、貿易自由化に加えて、サービス、労働力、知的財産権等の自由化をも対象とするまでになってきた。しかし、参加国の増加と、新興工業国の勃興が目覚ましくなった1990年代半ば以降、WTOでの合意に時間がかかり過ぎることから、加盟国間の最恵国待遇を原則とするWTOの精神には反するが、二国間又は多国間でFTAを締結する動きが急速に広まりつつあり、我が国もFTA、EPA、さらに最近はTPPに対応する必要に迫られているのが現状である。

わが国のTPP参加の是非は、単に経済的問題であるばかりでなく国民的レベルでその影響が極めて大きいところから国論を二分する重大な政治問題となっている。本稿は、時間的に極めて制限された中で議論しまとめたために必ずしも満足できる内容に仕上がったとは思っていない。とはいえ、ことは農業問題にとどまらず国民生活の全般に及ぶ深刻な影響が懸念される事柄であるため、今後とも強い関心を持ってこの推移を見守っていきたいと思っている。

注

1. 参考文献1
2. 参考文献2
3. 参考文献3

〈参考文献・資料〉

【第1章】

1. 高瀬保外『増補・ガットとウルグアイ・ラウンド』（1999, 東洋経済新報社）
2. 西田勝喜『GATT/WTO体制研究序説』（2002, 文眞堂）
3. 『経済新語辞典（2008年版）』（日本経済新聞社）
4. 日本経済新聞（連載）「ゼミナール—日本の通商戦略」（2010.11.20～21.12.31）

【第2章】

1. 経済産業省HP（EPA/FTA活用・問い合わせ入門ガイド2009年）
2. 外務省HP（日本FTA戦略）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
3. 「FTA・EPA役割重視を」日本経済新聞2008年8月18, 19日 経済教室
4. 伊藤元重『ゼミナール／国際経済入門（改訂版）』（2005, 日本経済新聞社）

【あとがき】

大学院後期の授業において前期からの授業内容が展開・派生して、院生からの報告で、FTAやEPAを含めてAPEC, ASEANなどアジア地域における国際協力枠組が取り上げられ、その延長上に今回のTPPが注目された。緊急性もあり、賛否は別としてもこれへの参加が持つ国際的、国内的影響が極めて大きいと判断されたため、これをもう少し深く調べ研究してまとめてみようということになった。これが、今回本『論集』の「研究ノート」としての掲載にいたった経過である。今回はTPPそれ自体に関する詳細な検討は行わず、むしろ戦後の世界経済の自由化の大きな流れの中での自由貿易協定、経済連携協定、そして今回のTPPの成立経過と参加交渉の位置づけに主眼を置いたものである。

いわゆるTPP、環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Partnership／Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement）へのわが国の参加問題は、昨年秋ごろからにわかに現実問題として動き出してきた。直接には、10月1日の菅首相の所信表明演説における「開国」論をかざした参加表明*、11月中旬に横浜で行なわれたAPEC（アジア太平洋経済協力会議）閣僚会議の準備過程において民主党菅内閣がこれへの交渉参加の方向を打ち出した（10月24日、首相を中心とする勉強会）。また、平成22年11月6日、「包括的経済連携に関する閣僚委員会」から

【第3章】

1. 日本経済新聞, 2010年11月10日
2. 日本経済新聞, 2010年11月3日
3. 日本経済新聞, 2010年11月8日
4. 石川幸一「環太平洋戦略的経済連携の概要と意義」
『<http://www.iti.or.jp/kikan81/81ishikawa.pdf#search='tpp'>』
5. 日本貿易振興機構（JETRO）
『<http://www.iti.or.jp/kikan81/81ishikawa.pdf#search='tpp'>』
6. 経済産業省
『http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/apec2010/data/data.html』
7. 農林水産省 『<http://www.maff.go.jp/>』
8. 内閣官房庁 『EPAに関する各種試算』
9. 石田信隆 『TPPと経済的連携協定』 農林中金総合研究所

「包括的経済連携に関する基本方針」が示された。**

また日本経済新聞をはじめとする各メディアが報道を強めたこととともに大きくクローズアップされてきた。特に2011年の年明けとともに各メディアは、これを連日意識的に取り上げ、乗り遅れるなどばかりに一斉に論陣を張り政府に対して日本のTPP参加を強く促している現状である。またTPP参加が与えると予想されるわが国農業分野等への深刻な影響の問題をめぐっては農業者や政治をも巻き込んで全国的な動きが広がっている。今日わが国の経済外交をめぐる最も差し迫った問題となっていると言ってよい。

* 「今日の国際社会は、安全保障面でも経済面等でも「歴史の分水嶺」とも呼ぶべき大きな変化に直面しています。新興国の台頭で、世界の力関係も変貌を遂げています。—こうした国際情勢の下、一国を思い切って開き、世界の活力を積極的に取り込むとともに、国際社会が直面するグローバルな課題の解決に向け、先頭に立って貢献することが不可欠です。」
「私が議長を務めるAPEC首脳会議では、アメリカ、韓国、中国、ASEAN、豪州、ロシア等のアジア太平洋諸国と成長と繁栄を共有する環境を整備します。架け橋として、EPA・FTAが重要です。その一環として、環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します。東アジア共同体構想の実現を見据え、

国を開き、具体的な交渉を一步でも進めたいと思います。]

(2010. 10. 1 第176回臨時国会での所信表明演説)

** 「FTAAP (アジア太平洋自由貿易圏/吉川) に向けた道筋の中で唯一交渉が開始している環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する。]

(外務省：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/policy20101106.html>)

戦後65年、アメリカを中心とした自由貿易促進、自由な国際市場実現の動きは、何よりもGATT協議とその新たな段階としての新しい自由貿易促進機構であるWTO (World Trade Organization) の活動を通じて推進、実現されてきた。IMF-GATT体制、あるいはプレトンウッズ体制といわれてきた。とりわけ、1990年代以降の世界経済においては、“メガコンペティション”と呼ばれてきたように、企業間、資本間の国際競争が極度に激化し、商品・サービスの貿易取引にとどまらずヒト、モノ、カネ、技術等全分野の自由な移動を促すための国際的枠組み作りと自由化に向けた各国での法的整備・改革が進み、市場の自由化が大きく広がった。先進国から出発して発展途上諸国を巻き込み、何よりも資本移動の自由化、内外への資本の相互進出—とりわけ先進国企業の対外進出が大きく進み、先進諸国相互間で先ずは、そして次第に先進国から発展途上諸国への進出が進み、これまで経済開発が相対的に遅れていた諸地域の工業化が一気に進むことになった。新興工業諸国群の急速な勃興、台頭を呼び起こし、グローバル化の大きなうねりとなった。

またこのような資本間の国際競争激化、資本間・国際間の不均等な成長発展、貿易摩擦の激化の環境の中で、国際対立の克服調整と市場の協調体制創出の必要も強まってきていた。二国間のFTA (自由貿易協定) やEPA (経済連携協定) が大きく進んできたこと背景となったのはこのような事情である。本稿は、無数に張り巡らされてきたFTAやEPAの協定が存在する中で、環太平洋地域に張り巡らす多国間のいわば完全自由市場の実現を (しかも少なくとも現状では国際的な政治的経済的対立の色彩の濃い形での枠組み作りの気配が感じられてもいる)、直面するTPPへの参加国拡大の動向、それへの参加がもたらす国際的、国内的影響を、必ずしも専門分野としてではないが、緊急に入手できる資料をとりあえず入手しながら、手の届く範囲で見よう

としたものである。

APEC加盟21ヶ国中9ヶ国がTPPへの参加交渉を行っているが、そのうち日本がすでにEPAを締結・合意している国は6ヶ国あり、他の国であるアメリカとオーストラリアとはFTA交渉そのものが農業分野での鋭い対立から合意ができないでいたところなのである。* 政府は、直接的な交渉で対立が深く暗礁に乗り上げてきた日米、日豪のFTA交渉の打開を果たしてこのような形で迂回的に実現しようとしたのか、理解困難な点である。このように今回の日本政府のTPP参加に妥協的な方針が表明されていることの意味はきわめて重大なのであるが、これらの点も、詳しく触れることはできなかった。

* 雑誌『経済』2011年2月号「世界と日本」(薄木正治) 参照。

このような事情からも、今回の「研究ノート」をまとめる上で特に留意した点は次のことであった。TPPはその立場により極めて政治的対立の強い問題テーマであるため、院生の中にはこれへの積極的賛成の院生と反対の院生の存在が予想される。したがって本稿を準備するに際しては、そのような一方の立場には出来る限り踏み込まない、偏しない配慮を持ってまとめることにした。環太平洋自由市場の創設がもつ意味ないし評価をできるだけ客観的な立場で整理することを主目的とした。この点がこのレポートをまとめる上で何よりも留意した点である。内容面は出来る限り院生諸君の自主的な研究にゆだねた。

また、はじめに言及したことと関わるが、大学院の授業における院生の報告を基礎にこれをより系統的研究につなげ、深めて、必ずしも論文の域まで達しないものであってもせめて<研究ノート>としてその成果をまとめ、残しておくことは出来ないだろうか、と考えた。そこで、『金沢星稜大学論集』への掲載を打診してみることにした。授業の延長上の研究課題であってもその課題を深めまとめたものを発表し易い場があれば好ましいがそういう場もさしあたりないため (かつては部数を制限して定期的に発表する場も存在した時期があった)、経済学会運営委員長に金沢星稜大学論集への掲載を相談したものである。論集としての質を配慮する必要も一方にあるが、大学院教育充実と言う教育的観点から、研究レベルとしての不足の部分は多少多めに見ていただいて、大学院生の研究意欲を刺激する試みとして、大学院教育のひとつのあり方として受け入れていただければありがたいと考えた次第である。『論集』編集委員会各位のご理解に心から感謝申し上げます。

【2011. 01. 27/大学院授業担当、吉川顯磨】

